

第1章

全体構想

第1節 まちづくりの理念と都市計画の目標

1 まちづくりの理念

本市における今後のまちづくりの根幹的な考え方を、まちづくりの理念として設定します。

充実した日々

これからの新たなまちづくりの方針として、総合計画と都市計画マスタープランをまちづくり計画の両輪とし、「充実した日々」の実現という共通認識をもった計画として機能させるため、本計画では、富士見市第6次基本構想の理想の未来をまちづくりの理念として掲げます。

この理念は、個人としての「暮らし」、人と人が創る「つながり」、それらを取り巻く「生活環境」が円（縁）となり、未来の“まち”を形づくるものと捉えています。また、「成長の継続」が力強く“まち”全体を押し上げるとともに、各要素が相互に作用することにより、誰もが充実した日々を過ごすことができるまちにするという願いが込められています。

2 都市計画の目標

都市づくりの課題とまちづくりの理念を踏まえ、「都市計画の目標」と「人口の将来展望」を定めます。

(1) 都市計画の目標

本市における都市計画の目標を以下のとおり定めます。

目標 1

生活環境が整った快適なまちづくり

本市の地理的・交通的条件、自然環境などを踏まえ、誰もが安心して快適な生活を送ることができる、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、**人が集まる拠点づくりと拠点を結ぶネットワークづくり**を進めます。

また、効率的で活力のある都市をつくるため、**人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり**を進めます。

目標 2

魅力・活力が生まれる人が集まる拠点づくり

魅力とにぎわいを創り出し、まちの活力を高めるため、**地域の特性を活かした人が集まる拠点づくり**を進めます。

市内に位置する3つの鉄道駅周辺においては、商業・業務・行政など、**日常生活の拠点にふさわしい多様な都市機能の集積と、良好なまち並みづくり**を進めます。

また、国道沿道などにおいては、**新たな産業の立地や集積を促進**します。

地域活力の維持・創出を図るため、田園環境や農業生産基盤を維持しながら、**自然環境と調和した秩序ある計画的な土地利用**を進めます。

目標 3

安全で円滑に利用できる交通環境づくり

人口減少・超高齢社会に対応した地域づくりでは、人の流れを生み出し、対流に変えていくことが必要です。利便性、快適性を高めるために**人が集まる拠点を結ぶ、誰もが安全かつ便利に移動できる交通ネットワーク**を構築します。

交通ネットワークの構築にあたっては、**地域公共交通網の充実**や**歩行者や自転車が安全で快適に移動できる空間づくり**に取り組みます。

また、交通利便性や安全性を高めるため、都市計画道路などの**都市間を結ぶ広域幹線道路の整備促進**や**地域の拠点を結ぶ幹線道路などの整備**を進めます。

目標4

環境にやさしい水と緑のまちづくり

低地部に広がる田園地帯や点在する緑地、湧水などの自然環境は、富士見らしさを醸し出し、生活にやすらぎとuringおいを与えるとともに、地球環境にもやさしい貴重な資源です。

これらの多面的な機能を持続するため、**公園・緑地、河川、下水道などの計画的な整備、適正な維持管理などを行い、快適な生活環境の確保**に取り組み、緑と調和した計画的なまちづくりを進めます。

目標5

災害に強い防災力の備わったまちづくり

今後想定される首都直下地震や集中豪雨による都市型水害※を想定した防災対策や被災から円滑に復旧するための「復興事前準備」に取り組み、早期に都市機能が復旧する**災害に強いまち**をつくりま

す。また、市民協働により密集市街地での防災・減災対策に取り組み、地域の防災力の向上と**防災体制が充実したまち**をつくりま

(2) 人口の将来展望

令和2年5月に策定した富士見市人口ビジョンの人口推計を基に、110,835人（2040年(令和22年)）を目標期間における将来展望人口と設定します。

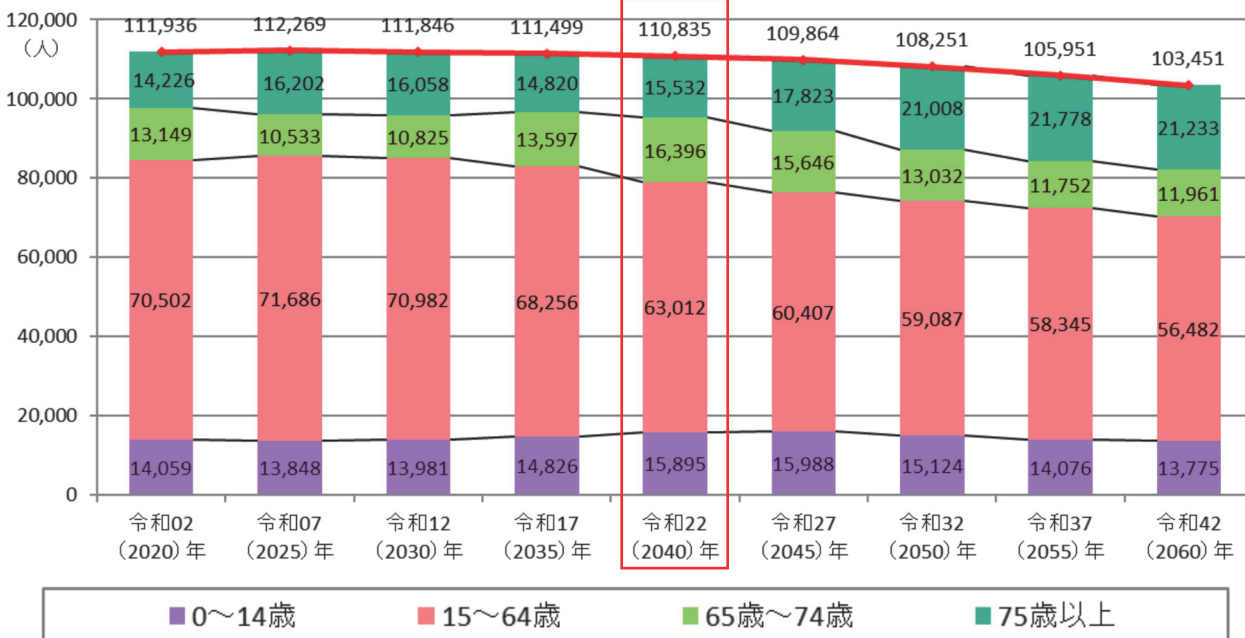


図 年齢区分別目標人口推計結果

(出典 富士見市人口ビジョン (令和2年5月))

参考：2040年の富士見市での暮らしのイメージ

みずほ台、鶴瀬、
ふじみ野駅の
周辺

店舗が集まり、徒歩や自転車、バスで訪れる買物客たちで賑やかな、歩いて楽しいまちになっています。



鉄道駅徒歩圏内に集合住宅が多く立地し、徒歩で買い物や用事を済ませることができる快適な暮らしを送っています。

鉄道駅から
少し離れた戸建て
住宅地

踏切などの周辺で交通渋滞の解消が進み、移動がしやすくなっています。



通勤や日常の買い物は徒歩や自転車のほか、利用しやすくなった公共交通を利用しています。

空き地・空家の活用が進み、子育て世代をはじめとした多様な世代が緑豊かでゆとりある暮らしを送っています。



シティゾーンと
水谷柳瀬川ゾーン



市内外から多くの人が集まり、商業、文化、産業、医療、教育など、様々な活動を通じ、相互の魅力を高め合う多彩で活気ある場所になっています。



集落地



まとまりのある集落地が維持され、農業などを通じた地域活性化が進んでいます。

公共交通が利用しやすくなったり、鉄道駅や基幹的なバス路線から離れた地区での移動手段が改善され、生活に不自由しない住環境が形成されています。



3 目指すべき都市像

本市が目指す都市像は、市街地や集落地などの広がりを示す「土地利用」、商業や産業などの都市機能が集約する「拠点」、幹線道路や河川などの線的に伸びる「軸」により構成します。

<土地利用>

市街化区域では、全ての世代が暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、地域公共交通網を充実し、利便性が高い市街地の魅力の維持・向上を図ります。市街化調整区域では、国道254号バイパス沿道などにおける本市のまちづくり発展のエンジンとなる産業系を中心とした都市的土地利用^{*}の検討、生産基盤と景観面で重要な役割を持つ田園地帯や集落地の保全を進めます。

| | |
|--------------------------|--|
| 市街化区域の土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅徒歩圏内及びその周辺では、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトで魅力的な、暮らしやすい市街地を形成します。 |
| 市街化調整区域の土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・荒川・びん沼・新河岸川一帯の、自然豊かな風景の保全やレクリエーション[*]空間として活用するとともに、暮らしやすい集落地を形成します。 |
| 計画的な土地利用の推進 | |
| シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーンの土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道254号バイパスや国道463号沿道は、周辺都市からヒト・モノ・コトが多く集まる、消費、物流、生産、サービスを提供する複合的な市街地を形成します。 |
| 鶴馬・新河岸川ゾーン、下南畑国道ゾーンの土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道254号バイパス沿道では、周辺の立地状況や環境に配慮しながら、都市の活力を向上させるための土地利用の転換を誘導します。 ・既存の集落地内は、地域の実情に応じた土地利用への転換を誘導します。 |

<拠点>

歩いて暮らせるまちを実現するため、鉄道駅周辺に日常生活に必要な都市機能の集積を進めるとともに、良好な街並みの形成を進めます。また、広域的な商業・業務・文化機能などが集積するシティゾーンや水谷柳瀬川ゾーンにおいては、新たな都市機能の集積を進めます。びん沼自然公園や難波田城公園などは、本市の地域資源として活用を図ります。

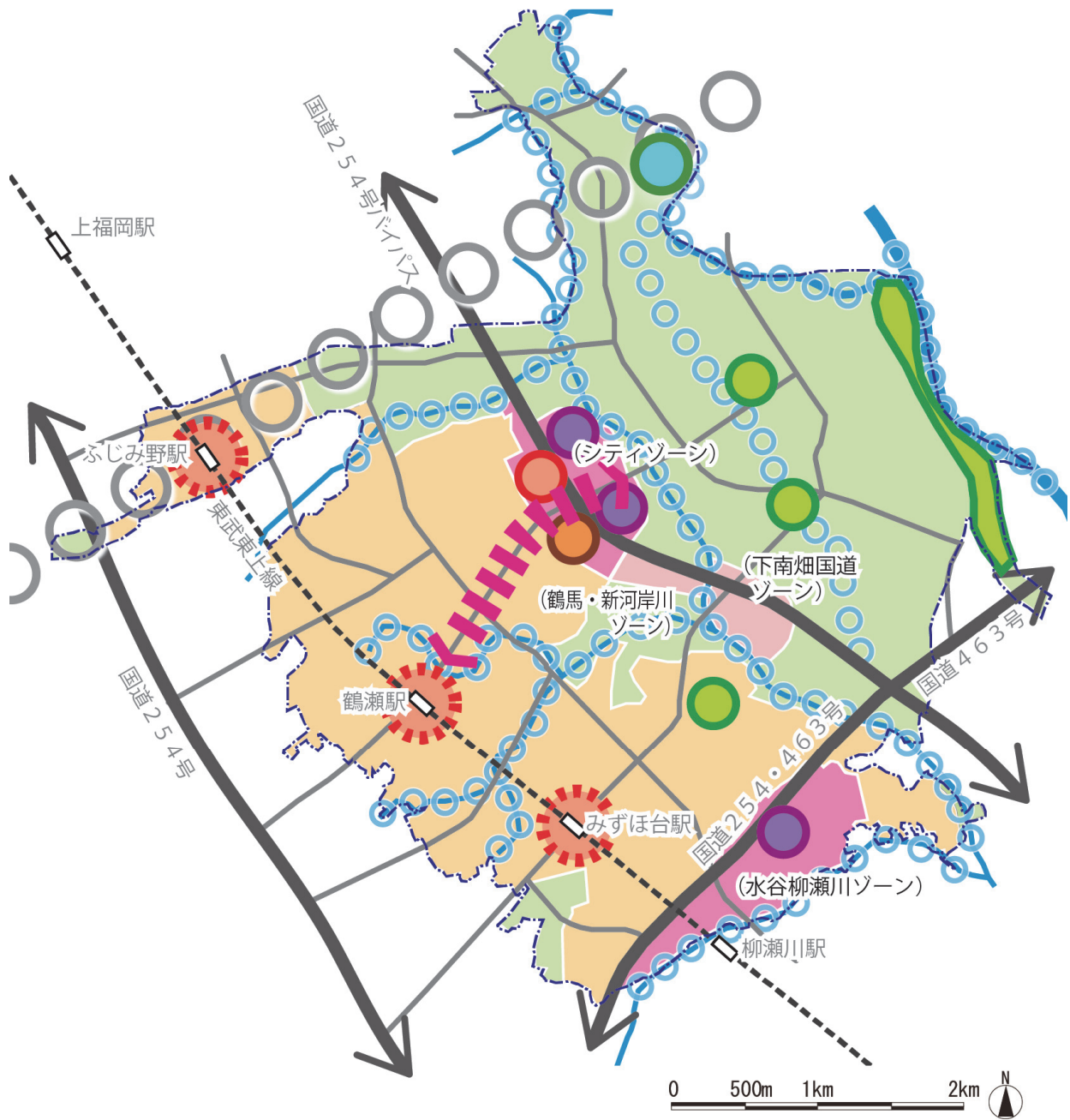
| | |
|----------------|--|
| 駅周辺拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に位置する3つの鉄道駅周辺は、商業、業務、行政、医療、福祉施設など、日常生活の拠点にふさわしい多様な都市機能を集積し、周辺の住環境に配慮した中高層の都市型居住を進め、機能強化を図ります。 ・まちの玄関口にふさわしい良好な街並みの形成を図ります。 |
| 広域商業拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏を対象とした大規模な商業機能の維持を図り、市内外から人が集まる拠点を形成します。 |
| 産業拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・シティゾーンのうち、国道254号バイパスの東側エリアや水谷柳瀬川ゾーンでは、産業をはじめとした複合施設の立地を誘導し、本市を代表する新たな活力を創出する拠点を形成します。 |
| 行政・文化拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が集まり、文化・芸術などを通じて交流できる拠点を形成します。 |
| 自然・交流拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・難波田城公園、水子貝塚公園など市民や周辺都市の住民が自然や歴史などをはじめとした地域資源とふれあい、交流を促進する拠点を形成します。 |
| びん沼自然公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・びん沼自然公園では、スポーツやレクリエーションなどを通じた交流を促進する拠点を形成します。 |

<軸>

市内外の結びつきや拠点間の連携を強化することで、土地利用や拠点が有する機能を十分に発揮できるようにします。また、都市機能が充実した台地部と、自然環境が豊かな低地部を自転車や歩行者が回遊できる仕掛けをつくり、市民や周辺都市の住民が日常的に利用できる、身近で魅力的な都市の骨格の形成を目指します。

| | |
|--------------|--|
| 道路交通軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する都市間を結ぶ広域幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路などは、産業、文化、自然、歴史などとさまざまな対流を創出する軸を形成します。 |
| 都市交流軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口とシティゾーンを結ぶシンボル空間を形成します。 |
| 水と緑の軸 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川や湧水、サイクリングコースなどをつなぎ、誰もが身近に水と緑の環境に親しむことのできる、やすらぎのある空間を形成します。 |

●都市構造図



<土地利用>

- 市街化区域
- 市街化調整区域

(計画的な土地利用の推進)

- シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン
- 鶴馬・新河岸川ゾーン、下南畑国道ゾーン

<拠点>

- 駅周辺拠点
- 広域商業拠点
- 産業拠点
- 行政・文化拠点
- 自然・交流拠点
- びん沼自然公園

<軸>

- (道路交通軸)
- 核都市広域幹線道路
 - 広域幹線道路
 - 幹線道路
 - 都市交流軸
 - 水と緑の軸
 - 行政界(市域界)
 - 鉄道駅
 - 河川

第2節 分野別方針

1 土地利用の方針

(1) 課題

- 若い世代、高齢者や障がい者など、誰もが安心できる魅力的な市街地の形成
- 鉄道駅周辺市街地の生活サービス機能充実による駅周辺拠点の形成
- 新たな雇用を生む産業系土地利用の計画的立地誘導
- 良好な市街地や集落コミュニティ[※]の維持
- 農地や自然環境の保全

(2) 基本方針

①市街化区域の土地利用

- コンパクトなまちづくりと連携した地域公共交通網の形成を進め、生活環境が整った良好な市街地の維持や改善などにより、住み続けられる・住み続けたいまちを形成します。
- 安全性、快適性、利便性、やすらぎなどに配慮し、市街地の形成、交通体系及び都市施設の整備を計画的に進め、安心して快適に住み続けられるまちを形成します。

②市街化調整区域の土地利用

- 生産基盤である優良な農地と集落地の生活環境を維持・保全します。
- 自然環境の中で憩い、楽しむことができる日常的なレクリエーション空間を充実します。

③シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーンの土地利用

- 国道254号バイパス、国道254・463号沿道及び(都)富士見橋通線沿道では、交通の利便性を活かし、産業系を中心とした都市的土地利用を検討します。
- 周辺環境との調和に配慮しながら、市街化区域への編入など、計画的な市街地の整備を図ります。

④鶴馬・新河岸川ゾーン、下南畑国道ゾーンの土地利用

- 国道254号バイパス沿道では、周辺の立地状況や環境に配慮しながら、都市の活力を向上させるための土地利用の転換を誘導します。
- 既存の集落地内は、地域の実情に応じた土地利用への転換を誘導します。

(3) 個別方針

① 産業業務系地区

(ア) 駅周辺商業地

- みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺は、まちの玄関口にふさわしい拠点として、都市機能を集積し多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地を形成します。
- 駅前に福祉施設、子育て支援施設や都市型住宅^{*}などを誘導します。
- 既存の商店街などでは、日常生活を支える商業・サービス機能の維持・向上を図ります。

(イ) 産業施設誘導地

- 広域幹線道路沿道という立地条件を活かし、周辺環境に配慮しつつ、製造・流通・沿道サービス・教育・子育て・医療など、幅広い分野における都市的土地利用への転換を誘導し、就業や交流の場の確保を図ります。
- 周辺環境との調和に配慮しながら市街化区域への編入など、計画的な市街地の整備を図ります。

<シティゾーン>

- シティゾーンは、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園などの機能に加え、産業を主とした更なる施設の誘導を検討します。

<水谷柳瀬川ゾーン>

- 針ヶ谷南地区では、既存病院の拡張や福祉施設の集積・誘導を検討します。
- 水谷地区では、教育施設の立地誘導を検討します。
- 国道254・463号沿道及び（都）富士見橋通線沿道では、産業施設や沿道サービス施設の誘導を検討します。
- 既存の小・中学校などの教育施設の周辺は、水辺・緑地・農地などを保全します。

② 住居系地区

- 住居系地区においては、地区計画^{*}制度などを活用し、建築物などに関するルールを定め、計画的な市街地の整備と良好な住環境を形成します。
- 土地区画整理事業によって計画的に整備された住宅地については、良好な住環境を維持・保全します。

(ア) 低層住宅地

- 郊外部に位置している地区は、静かでゆとりある低層住宅地を形成します。
- 住宅が密集している地域は、建て替えにあわせた前面道路空間の確保や、地区計画制度などの導入検討を行い、住環境の向上を図ります。

(イ) 中層住宅地

- 鉄道駅に比較的近い立地を活かし、戸建て住宅と中層の共同住宅などを中心とした住宅市街地を形成します。

(ウ) 複合住宅地

- 鉄道駅に近接する立地を活かし、日常生活を支える商業・サービス機能と中高層の共同住宅が共存する利便性の高い住宅市街地を形成します。
- 住宅地とその他の土地利用が混在する地区では、周辺の住環境に配慮した市街地を形成します。

③ 田園・集落系地区

(ア) 集落地

- 周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある住環境の形成や地域の活力の維持を図ります。
- 地域の核となる基幹的な集落では、集落内の空き地や空家対策を進め、密度や規模のまとまりの維持を図ります。
- 住宅開発を認める制度については、コンパクトなまちづくりや、防災の視点などからの適切な運用を図ります。

(イ) 田園地

- 生産基盤としての農地を保全します。

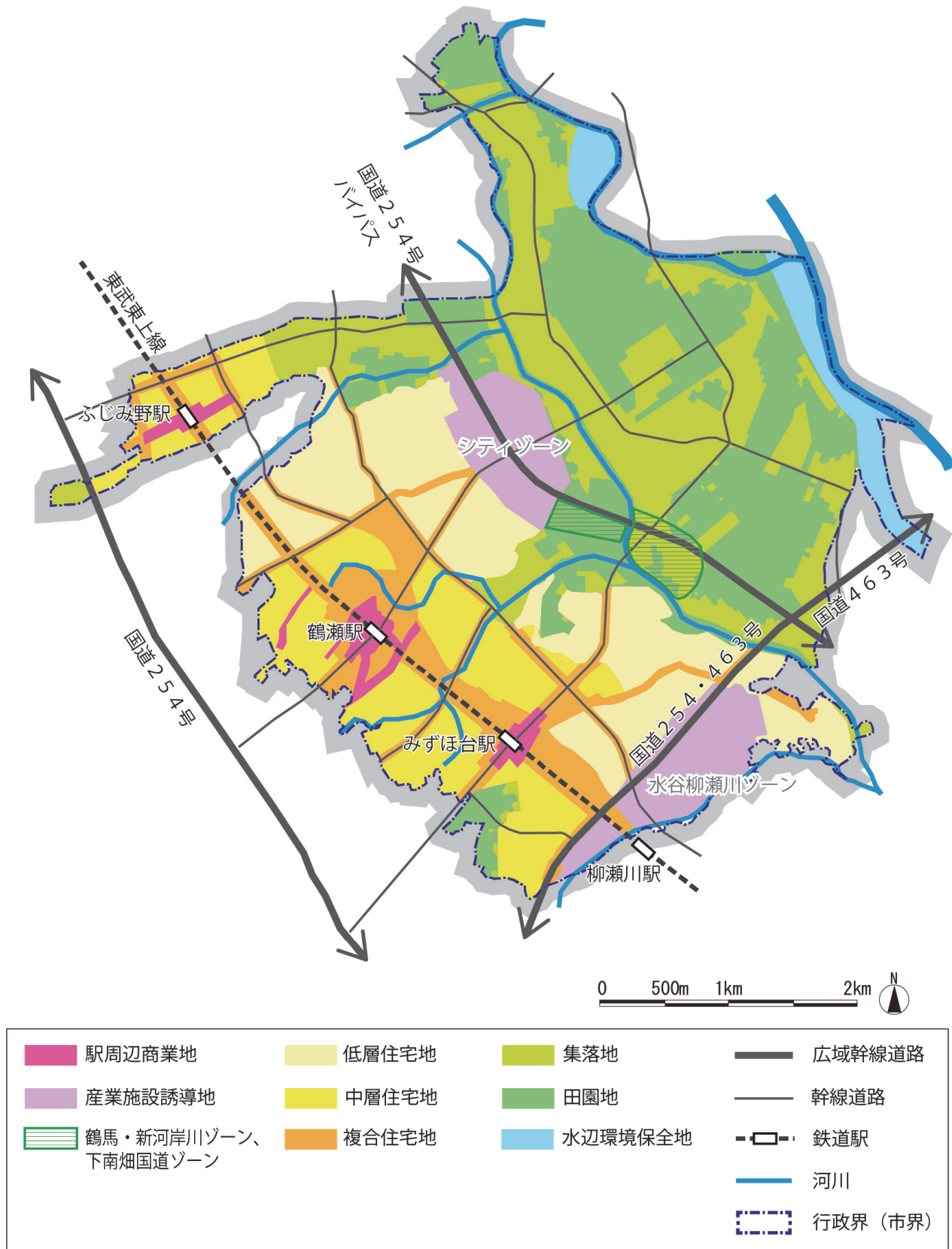
(ウ) 水辺環境保全地

- 荒川沿いの近郊緑地保全区域*からびん沼自然公園にかけての河川沿いの空間は、市民の憩いやレクリエーションの場としての保全・活用を図ります。

④ 市全域

- 道路や公園などの公共空間を、様々な交流や魅力を生み出すまちづくりの場として捉え、利活用しやすい仕組みを検討します。

● 土地利用の方針図



2 住環境整備の方針

(1) 課題

- 延焼による被害が想定される密集市街地への対応
- 住宅地の特性に応じた住環境の改善
- 空き地・空家の発生抑制と利活用
- 人口動向や施設利用者の多様化に応じた公共施設などの充実及び維持・管理

(2) 基本方針

- 密集市街地における住環境の改善や都市のスポンジ化などの課題への対応を検討します。
- 公共施設などについては、中・長期的な視点で施設のあり方を整理し、計画的な維持・管理、更新などを進めていきます。

(3) 個別方針

① 住環境の改善

(ア) 密集市街地の改善

- 地震や火災などの災害に弱い密集市街地においては、市民協力による狭あい道路[※]の整備、空地やすみ切り[※]の確保などを促進します。
- 延焼による被害が想定される地区については、防火地域及び準防火地域[※]の指定などを推進します。

(イ) 土地区画整理事業の推進及び検討

- 土地区画整理事業施行中の地区では、円滑な事業実施により基盤整備を進め、良好な市街地形成を図ります。
- 長期未整備となっているみずほ台土地区画整理区域については、社会状況の変化を踏まえ、事業のあり方について検討します。
- 市街地内の未利用地などの集約や、土地活用を促進します。

(ウ) 空き地・空家の発生抑制、流通・利活用と適正管理

- 空家の問題に関する周知啓発を通じて、建築物の円滑な継承を促進し、管理不全な状態の空家の発生を抑制します。また、不動産関係団体等との連携や各種支援制度の実施により空家の利活用を促進するとともに所有者等による空家の適正な管理を促進します。空家の利活用については、社会・経済情勢を踏まえ、新しい生活様式への対応も含め、そのあり方を検討します。
- 空き地の所有者への適正管理に向けた指導、空き地の集約などによる地域の実情に応じた利活用を促進します。

(エ) 建築物などの高さ制限

- 住宅地内における高層建築物の建築による住環境への影響を抑えるため、建築物の高さに関するルールづくりを推進します。

②身近な公共施設など**(ア) 公共施設の充実**










- 既存の公共施設については、全市的な適正配置を検討するとともに、計画的な維持・管理を行い、長寿命化を図ります。
- 福祉施設など身近な施設では、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン[※]の導入を進め、多様な人々の交流の場づくりを進めます。

(イ) 公共下水道[※]など

- 人口動向や土地利用などを踏まえ、必要に応じて生活排水処理施設（公共下水道や合併処理浄化槽など）の合理的かつ適切な区域設定の見直しを検討します。
- 既設の区域については、適切な維持・管理、更新を進めます。

● 住環境整備の方針図



| | | | | | |
|---|-------------------|---|-----------|---|---------|
|  | 密集市街地の改善 |  | 公共下水道計画区域 |  | 広域幹線道路 |
|  | 土地区画整理事業を推進する地区 | | |  | 幹線道路 |
|  | みずほ台土地区画整理区域（未整備） | | |  | 鉄道駅 |
| | | | |  | 河川 |
| | | | |  | 行政界（市界） |

3 交通体系の方針

(1) 課題

- 交通施設・公共交通のバリアフリー※化
- 誰もが便利に利用できる地域公共交通網の充実
- 鉄道駅や基幹的なバス路線から遠い地域における地域公共交通網の検討
- 市の南部を中心とした渋滞箇所の解消
- 都市計画道路の整備推進と長期未整備路線のあり方の検討
- 鉄道による東西分断の解消
- 歩行者や自転車が安全に通れる道路ネットワークの形成

(2) 基本方針

- 幹線道路や生活道路の整備と、既設道路の適正な維持・管理を行い、誰もが安全で円滑に移動できる道路ネットワークを形成します。
- 人口減少・超高齢社会の到来を背景として、歩行者空間の確保やバリアフリー化を促進するとともに、利便性の高い地域公共交通網を形成し、交通弱者を含めた誰もが移動に苦勞しない都市の実現を目指します。

(3) 個別方針

① 鉄道駅周辺及び鉄道沿線

(ア) 鉄道及び道路の整備による東西交通の強化

- 既存の踏切については、拡幅による改善を検討します。
- 東武東上線の連続立体交差化を継続して要望していきます。
- 道路の立体交差化を検討します。

(イ) 駅前広場や鉄道駅周辺の交通施設の整備

- 鶴瀬駅東口周辺では、土地区画整理事業の中で駅前広場を整備していきます。
- 駅前広場や鉄道駅周辺では、交通結節点としての機能の向上を目指し、歩きやすい環境の確保を検討します。

②地域公共交通網の充実

- バス事業者及び近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実に努めつつ、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討します。
- 市内循環バス及びデマンドタクシー*の利用状況などを踏まえ、新たな公共交通を研究し、利便性の高い地域公共交通網の形成を検討します。
- 最新技術の開発動向を踏まえ、誰もが利用しやすく、容易に目的地に向かうことができる公共交通のあり方について検討します。

③広域幹線道路・幹線道路の整備

(ア) 他都市と結ぶ広域な幹線道路の整備

- さいたま新都心と富士見市方面を結ぶ核都市広域幹線道路*の整備を要望していきます。

(イ) 都市計画道路の整備推進と整備のあり方検討

- 都市計画道路の未整備区間の整備を推進し、体系的な道路ネットワークの形成を進めます。
- 将来の交通需要などを踏まえ、整備の内容・必要性を検討し、効率的・効果的な整備を進めます。

④生活道路の整備

(ア) 生活道路の整備

- 歩行者が多い主要な生活道路では、歩道やグリーンベルト*の設置などによって歩行者の安全性を確保します。
- 歩行者空間の確保に向けては、電線類の地中化などを検討します。
- その他の住宅地内の生活道路については、狭あい道路の解消を進めつつ、交通安全性に配慮し、通過交通対策などを検討します。

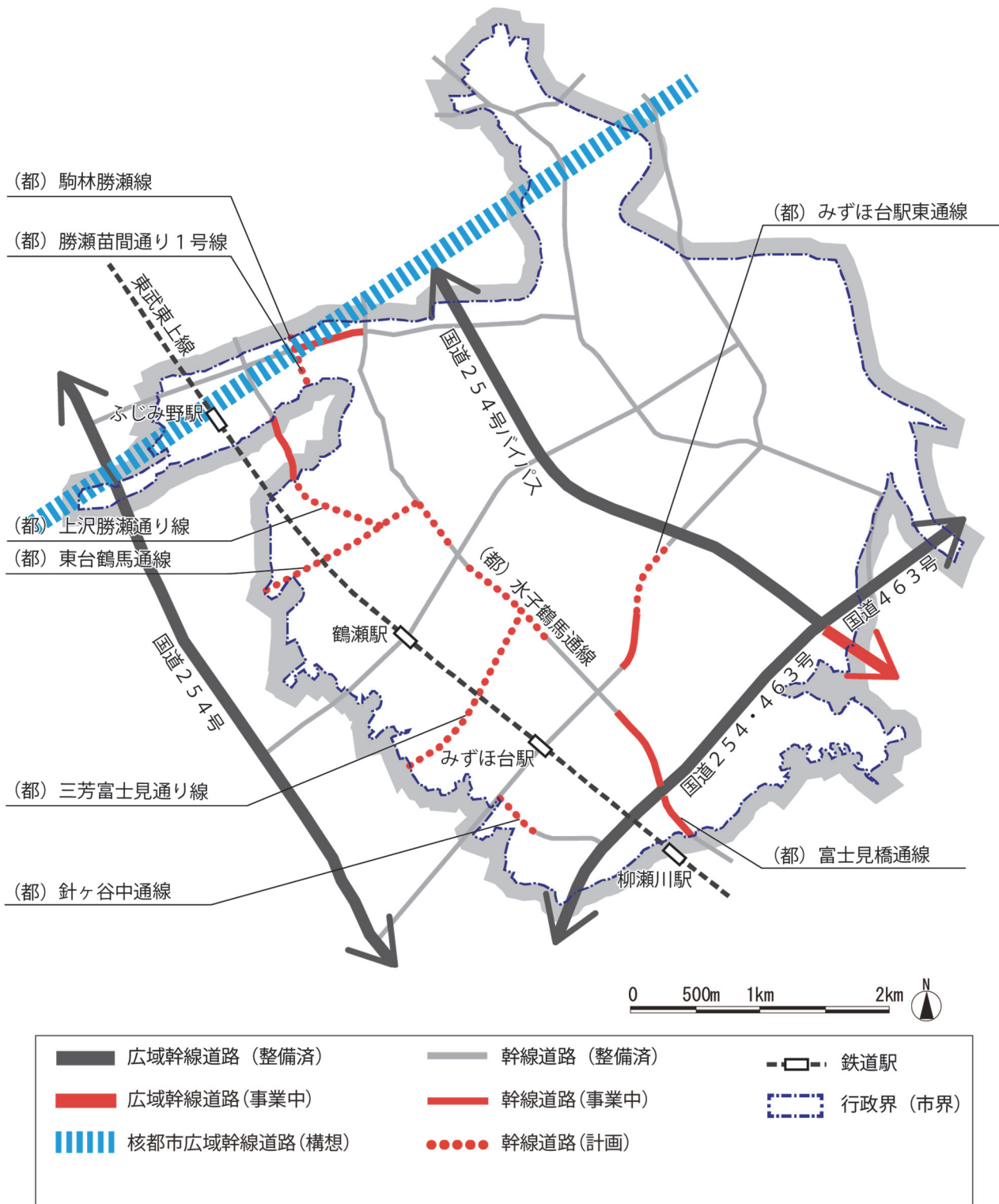
(イ) 歩行者空間のバリアフリー化

- 歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが歩きやすく、移動しやすい歩行者空間を確保します。
- 鉄道駅、鉄道駅周辺、通学路及び公共施設周辺などのバリアフリー化を推進します。

⑤自転車走行空間の確保

- 道路の状況や自転車通行量などの状況を踏まえつつ、自転車道又は自転車専用通行帯*などの設置を検討し、自転車が安全に走行できる空間確保を図ります。

● 交通体系の方針図



4 水と緑の方針

(1) 課題

- 自然や歴史的な地域資源を身近に感じられる環境の創出と活用
- 公園の計画的な維持・管理
- 生産緑地の保全・活用と適切な土地利用の誘導
- 民有林などの維持・管理

(2) 基本方針

- 農地、樹林や河川空間などを地域住民のふれあいの場として再生します。
- 市民協働により、公園・緑地の維持・管理を進めます。
- 河川・湧水・公園・緑地のネットワーク化や活用について検討します。

(3) 個別方針

①水と緑の軸の形成

- 水（湧水）と緑（斜面林）を結ぶ軸の形成を図ります。
- 新河岸川、柳瀬川や江川などの親水空間※づくりを進め、河川沿いの遊歩道を維持・活用し、軸の形成を図ります。
- 水子貝塚公園、難波田城公園、新河岸川、榛名神社などを鎌倉道や花の道などでつなぎ、自然資源や歴史資源を巡る散策路として維持・活用します。
- 近隣市町と連携したネットワークの形成を検討します。
- 水と緑の軸に整備されているサイクリングコースを活用し、自転車で市内の観光を楽しむような仕組みを検討します。

②自然と歴史と文化の交流拠点

(ア) 自然と歴史と文化の交流拠点の整備

- 本市固有の自然・歴史などに親しめる場を自然と歴史と文化の交流拠点として保全・活用を進めます。
- びん沼自然公園の整備を推進します。
- 水子貝塚公園や難波田城公園など歴史性を有する公園の活用を進めます。

(イ) 公園などの整備

- 公園不足地域では、人口規模などを考慮しつつ優先的に公園整備を進めます。
- 湧水や雑木林、既存の樹木などの保全や、それらを活かした環境整備を進めます。
- 市民協働により、公園・緑地の整備・維持・管理を進め、特徴ある公園を形成します。

③身近な自然と歴史文化の保全・創出・活用**(ア) 水と緑の保全・創出・活用**

- 市民協働により、市内に点在する湧水の保全や環境整備を検討します。
- 富士見市緑地保全基金などを活用し、社寺林や緑豊かな斜面林、雑木林などを保全・管理します。
- 開発の際に、緑地の確保を指導します。

(イ) 農地の保全・活用

- 農地や生産緑地の保全と活用に努めます。活用については、市民への開放も含め、あり方を検討します。
- 生産緑地の解除時の適切な土地利用を図るため、小規模土地区画整理事業などの誘導策を検討します。

(ウ) 歴史的資源の保全・活用

- 歴史的資源は適切に保全しつつ、新たな市街地開発※が計画される場合においても、歴史的資源の保全・活用を検討します。



コスモス街道（貝塚2丁目付近）

あじさい街道
(県立富士見高校の東側)

● 水と緑の方針図



5 都市の防災の方針

(1) 課題

- 密集市街地における、即効性のある効果的な施策の立案と実施
- 発災時に機能する防災拠点及び避難所の確保
- 浸水想定区域[※]における住宅の拡散防止
- 発災時の緊急避難などに役立つインフラの整備
- 平時からの備えとしての防災まちづくりの推進

(2) 基本方針

- 防災・減災対策に取り組み、地域の防災力を向上させるとともに、早期に都市機能が復旧する災害に強い都市をつくります。

(3) 個別方針

①地震・火災に強いまちづくり

(ア) 密集市街地の防災性向上

- 密集市街地では、市民協力による狭あい道路の整備、空地やすみ切りの確保などを促進します。
- 民間建築物などの耐震化[※]を促進します。

(イ) 公園の防災機能強化

- 炊き出しなどに対応した設備や防災倉庫の設置などを通じた公園の防災機能強化を進めます。

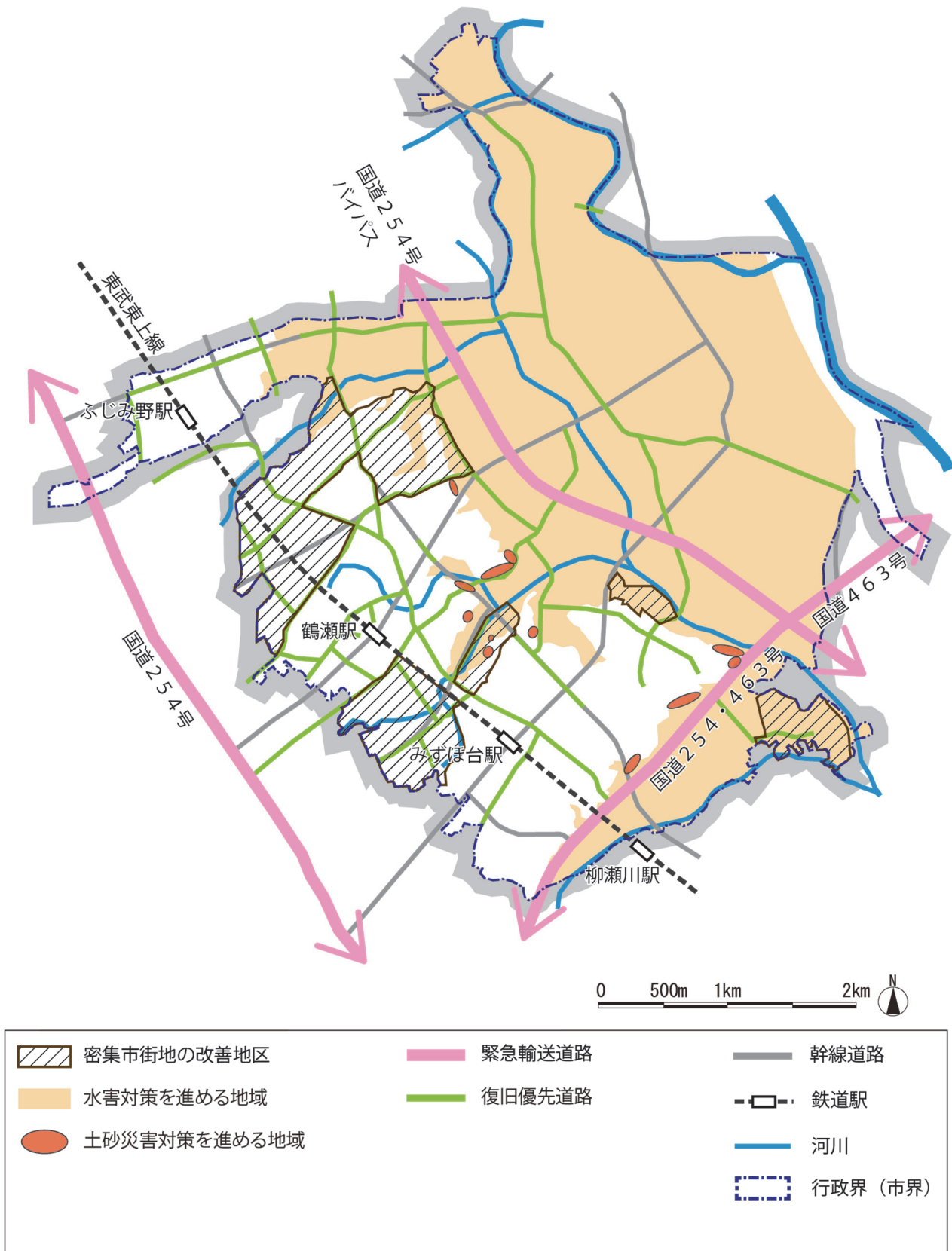
②水害・土砂災害に強いまちづくり

- 水害・土砂災害に対し安全性の高い市街地への居住誘導を検討します。
- 水害発生時に浸水が想定される地域では、浸水被害を受けにくい建築物の誘導について検討します。
- 雨水排水施設の整備を推進します。
- 河川や水路及び排水ポンプの整備促進を図りつつ、更なる検討を進めます。
- 農地や緑地の保全に向けた対応を検討し、土地の持つ遊水機能を保持します。
- 新たな市街地開発の際には防災対策を検討します。

③防災インフラの整備と復興事前準備

- 延焼防止や緊急輸送のために幹線道路の整備を推進するとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進します。
- 安全な避難場所の確保、避難路や通学路などの避難所に通じる道路の沿道建築物の耐震化を促進します。
- 生産緑地の災害発生時の利用について体制づくりを進めます。
- 市民協働により、避難に関する情報周知や避難訓練などの防災まちづくりを進めます。
- 災害からの復興まちづくりを円滑に進めるために、復興事前準備の取組を推進します。
- 避難を要する災害と感染症などが同時発生する状況に対応するため、指定避難所における十分なスペースの確保など、避難所運営の新たな体制づくりを検討します。

●都市の防災の方針図



6 景観形成の方針

(1) 課題

- 本市らしさを生み出す景観資源の新たな創出と街並みへの活用の検討
- 新しく開発された市街地においても地域の個性を感じる街並みの形成
- 歴史・文化を感じる街並みの形成

(2) 基本方針

- 景観形成に向けたルールの検討や公共空間の景観整備などを通じて、河川沿いの親水空間、広がりのある田園風景、高台市街地の街並み、まちの玄関口である鉄道駅周辺の街並みと、これらと一体となって富士山へと至る美しい風景を守り育てていきます。

(3) 個別方針

① まちの玄関口であり顔となる景観形成

- 鉄道駅及び鉄道駅周辺はまちの玄関口としてふさわしい、にぎわいを感じる景観を形成します。

② 都市交流軸の景観形成

- 鶴瀬駅東口駅前からシティゾーンに至る道路沿道では、市街地や崖線上の斜面緑地など、場所ごとの特徴を活かした個性を感じる景観を形成します。

③ 住宅地の景観形成

- 地域に点在する湧水や緑などを活かし、落ち着きを感じる住宅地の景観を形成します。
- 生垣などの緑化を推進し、良好な住宅地の景観を形成します。

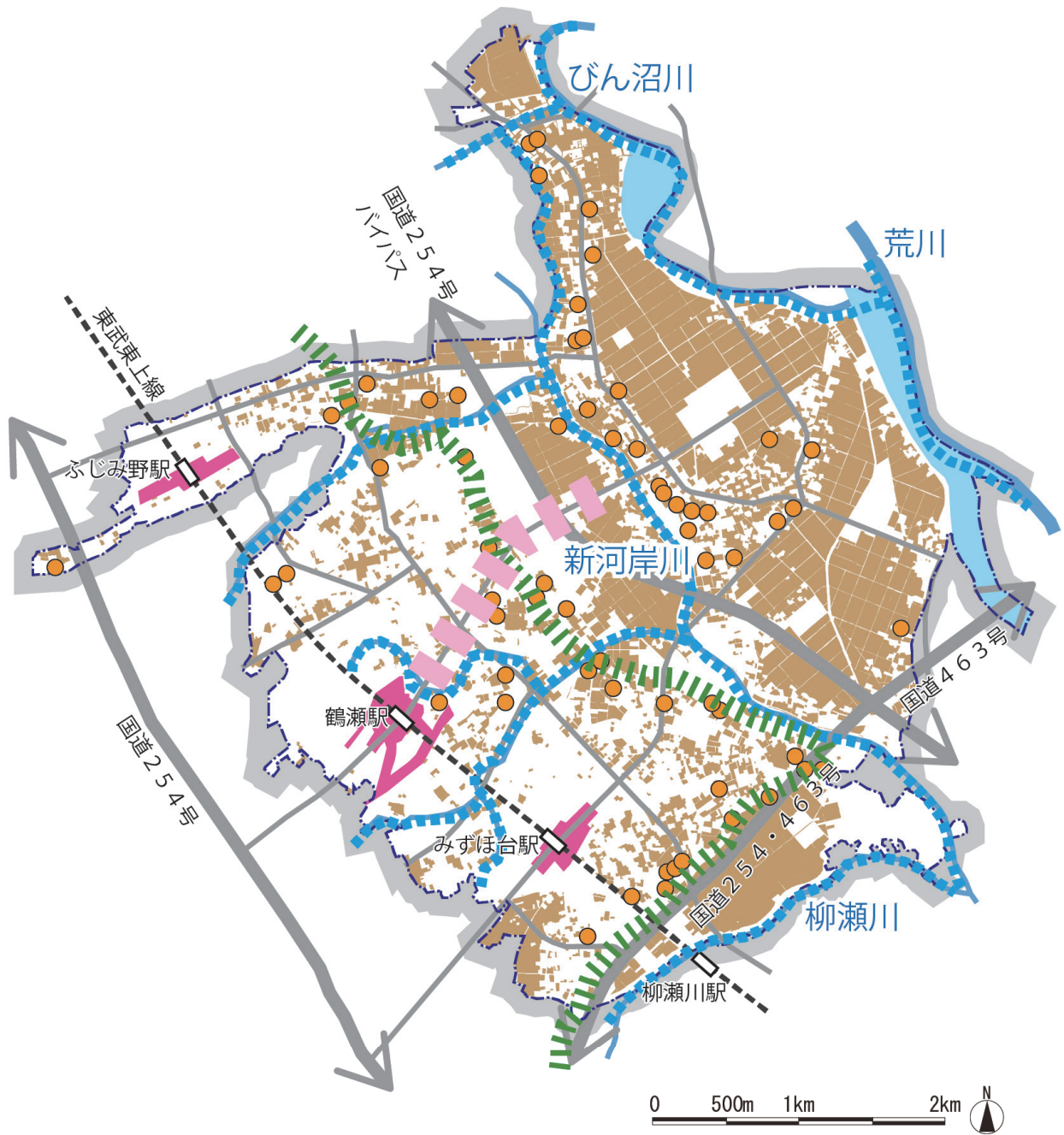
④ 集落地の景観形成

- 農地の保全と集落地の活力の維持により田園風景を守り、富士山への奥行きを感じる眺望景観を形成します。
- びん沼川や荒川周辺では、豊かな自然と緑を活かしたうるおいを感じる景観を形成します。

⑤ 幹線道路沿道の景観形成

- 過度に目立つ建築物や屋外広告物*を抑制し良好な沿道景観を形成します。
- 道路整備に際しては、周辺景観に配慮した舗装材の採用や植樹を行うなどの景観づくりを検討します。

● 景観形成の方針図



| | | | | | |
|--|----------|--|------------------|--|----------|
| | 都市交流軸 | | まちの玄関口にふさわしい景観形成 | | 広域幹線道路 |
| | 崖線 | | 水辺環境保全地 | | 幹線道路 |
| | 河川沿いの遊歩道 | | 農地 | | 鉄道駅 |
| | | | 歴史資源 | | 河川 |
| | | | | | 行政界 (市界) |